

NAGAOKA WORKER 協議会会則

第一章 総則

(名称、事務局)

第1条 本会を「NAGAOKA WORKER 協議会」と称し、事務局については役員会で別に定める。

(目的)

第2条 本会は、以下を目的に活動する。

長岡で暮らしながら首都圏等の市外企業（本社採用・同待遇）に完全リモートワークで勤める新しい働き方「長岡ワークモデル」を推進し、その実践者を「NAGAOKA WORKER（ナガオカワーカー）」と称する。なお、長岡の学校に在籍しながら首都圏等の市外企業の仕事をしたり、長岡の企業で働きながら首都圏等の市外企業で兼業・副業することも含む。

本会は、この新しいワークスタイルを広く世の中に提案し、継続的に長岡への高度人材の定着を促進するとともに、地域ブランディングの形成を図り、かつ、長岡の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. NAGAOKA WORKER 賛同企業の誘致促進事業
 - ・ NAGAOKA WORKER の趣旨に賛同する企業の長岡へのサテライトオフィス等の誘致促進
2. 広報プロモーション事業
 - ・ 先進的ワークスタイルに取り組む地域ブランドとしての広報プロモーション事業
3. 交流事業
 - ・ 本会参画会員企業同士の交流促進事業
4. 人材採用支援事業
 - ・ 本会参画会員の NAGAOKA WORKER 人材採用のための採用イベント、採用広報事業等
5. その他
 - ・ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(委任)

第4条 この会則で定めるもののほか、本会の運営及び事業の執行に必要な事項は、役員会において規約で定める。

第二章 会員等

(構成)

第5条 本会は正会員（法人又は団体）、賛助会員（法人又は団体）をもって構成する。

（正会員）

第6条 次に挙げるもので、規定に従い入会手続きを完了したものを正会員とする。

1. 「NAGAOKA WORKER」の趣旨に賛同し、「NAGAOKA WORKER」コミュニティの発展のため、協議会の活動に主体的に参加する企業。

（賛助会員）

第7条 次に挙げるもので、規定に従い入会手続きを完了したものを賛助会員とする。

1. 「NAGAOKA WORKER」の趣旨に賛同し、正会員として加入を検討している企業のほか、取り組みへの助言や会議へオブザーバーとして参加する企業、または団体。

（入会）

第8条 協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、規定の入会申込書を会長に提出することとする。

1. 前項の入会は、役員会の決議による承認を得て会員、賛助会員となる。

（会費）

第9条

1. 正会員、賛助会員の年会費は無料とする。
2. 第1項の他、臨時に必要となる経費に充てるため、役員会の決定により臨時会費を徴収することができる。

（退会）

第10条 会員、賛助会員は、会長に書面を提出したうえで、退会することができる。

第三章 役員

（役員）

第11条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 評議員 若干名

（役員の任免）

第12条 役員は正会員の中から、本会総会において選任する。

（役員の任期）

第 13 条

1. 役員の任期は、1 年とする。
2. 役員は再任することができる。
3. 役員は任期終了後、後任者が就任するまでの期間、引き続きその職務を遂行する。

(役員職務)

第 14 条

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 会長不在の場合は、評議員がその職務を代行する。
3. 役員は本会を運営し、事業を執行する。

第四章 組織

(協議会総会)

第 15 条

1. 本会の総会（以下「総会」という。）は、会員をもって組織する。
2. 総会は必要に応じて会長が召集する。
3. 総会の議長は会長または会長の委任を受けた評議員があたり、会長が不在の場合は、評議員がその任にあたる。
4. 総会議事は別段の定めのある場合を除き、出席会員の議決権の過半数で決する。
5. 正会員、賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の議決事項)

第 16 条 総会においては、次に挙げる事項を報告又は議決する。

1. 会則の変更
2. 役員承認
3. 事業活動報告及び承認
4. 事業計画の決定
5. その他役員会が重要と認める事項

(役員会)

第 17 条

1. 役員会は、会長、評議員をもって構成する。
2. 役員会は、会長が随時召集する。
3. 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、議事は出席役員の過半数で決する。

(役員会の決定事項)

第 18 条

役員会は次の事項を決定する。

1. 会則で定める事項
2. その他、本会の運営及び事業の執行に必要な事項

第五章 その他

(事務局)

第 19 条

1. 本会の会務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局の設置・運営に必要な事項は、役員会において別に定める。

(事業年度)

第 20 条

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

附則

(実施時期)

- 1 本会則は、2021 年 10 月 13 日から実施する。